

新城市社会福祉協議会地域福祉活動計画

平成 22 年 3 月

新城市社会福祉協議会

目次

第1章 地域福祉活動計画の概要	1
1 - 1 新城市社会福祉協議会の位置づけと役割	1
1 - 2 地域福祉活動計画とは	2
1 - 3 計画の期間	2
第2章 基本理念	3
2 - 1 基本理念	3
2 - 2 基本目標	4
第3章 地域福祉活動推進プロジェクト	5
第4章 基本目標別関連事業の実施計画	13
【基本目標1】 地域福祉の担い手づくり・担い手支援	14
【基本目標2】 情報共有体制の確立	18
【基本目標3】 質の高い福祉サービスの提供	21
【基本目標4】 支援・援護を必要とする方の把握と相談・権利擁護につなぐ体制の充実	26
【基本目標5】 日常的な見守り・支え合い活動の推進	30
【基本目標6】 社協の特性を活かした災害時要援護者対策の推進と災害時における応援体制の整備	33
第5章 計画の推進	35
5 - 1 新城市社会福祉協議会の運営基盤の強化	35
5 - 2 計画の総合的な推進・点検・評価の体制	37
資料	39
資料 - 1 計画策定の経過	39
資料 - 2 「地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査」の概要	39
資料 - 3 「高齢者福祉・介護のアンケート調査 55歳以上市民調査」の概要	42
資料 - 4 テーマ別座談会の概要	42
資料 - 5 地区別座談会の概要	43
資料 - 6 計画策定委員会の設置要綱及び委員名簿	44
資料 - 7 用語解説	46

第1章 地域福祉活動計画の概要

社会福祉協議会の概要やこの計画の趣旨等は、次のとおりです。

1 - 1 新城市社会福祉協議会の位置づけと役割

社会福祉法人新城市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とし、地域の社会福祉を目的とする事業・活動を行う機関・団体が参加する組織です。

また、社会福祉協議会は、平成12年度に施行された社会福祉法において、地域福祉の推進役として位置づけられています。

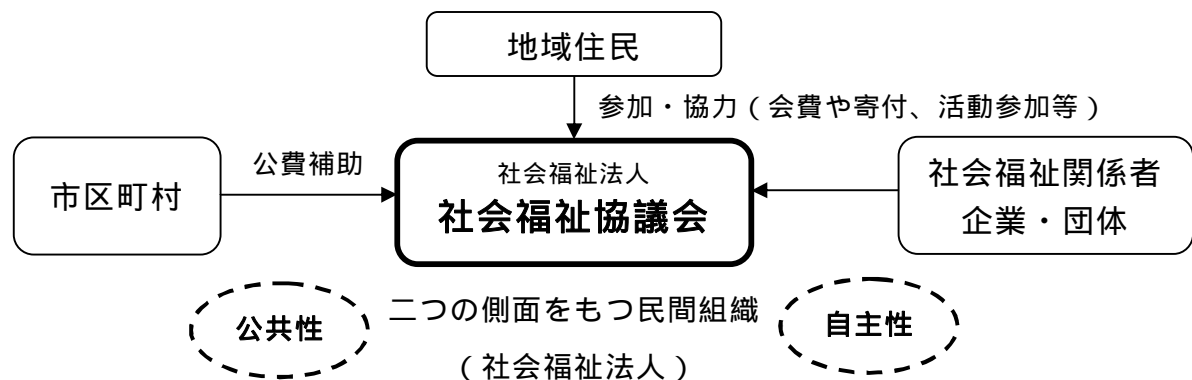
このような組織の特性から、新城市社会福祉協議会では、住民や関係機関・団体と連携し、地域の福祉ニーズや課題を見つけ、その実現と解決のための事業の企画及び実施を行っています。

さらに、地域の社会福祉法人やボランティア団体、民間事業者、民生・児童委員等が行う福祉活動に対して、情報提供や人材育成、資金の面で支援したり、住民が福祉の活動に参加する場合の支援を行う役割を担います。

社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置され、全国の都道府県、市区町村で、地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を得て、地域住民が安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現に向けたさまざまな活動を行っており、公共性と自主性の二つの側面をもつ民間組織です。

図 社会福祉協議会とは？



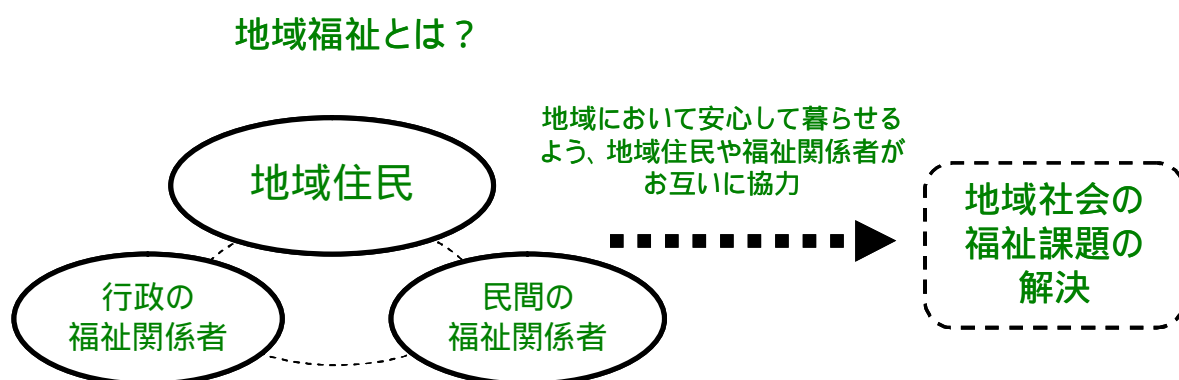
1 - 2 地域福祉活動計画とは

(1) 「地域福祉」について

「地域福祉」は、それぞれの地域において安心して暮らせるよう、地域住民や福祉関係者、行政がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組むという考え方です。

「社会福祉法」には、地域住民、福祉関係者等が相互に協力して、地域福祉の推進に努めるよう定められています。

図 「地域福祉」



(2) 計画の趣旨

この計画は、市が策定する「新都市地域福祉計画」と一体的に策定を進め、地域住民や関係機関・団体との協働・連携を図りながら、地域福祉を推進するためのものであり、地域福祉に関わる活動の計画的な推進により、地域社会の福祉課題の解決に取り組むことを趣旨としています。

1 - 3 計画の期間

この計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とし、平成 24 年度に中間評価を実施します。

第2章 基本理念

この計画の基本理念及び基本目標は次のとおりです。

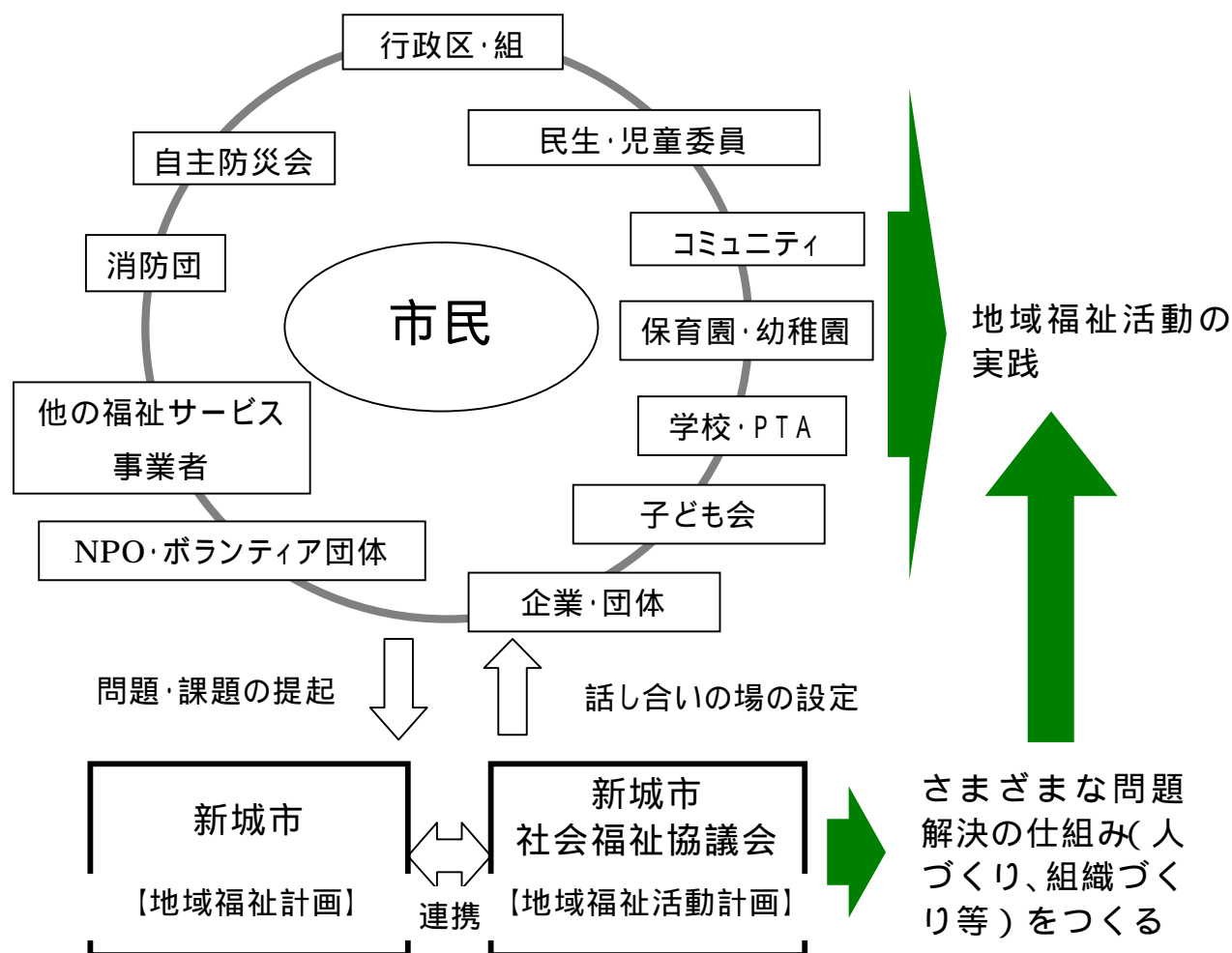
2 - 1 基本理念

この計画の基本理念は、『地域の人たちとともにつくる しんしろの地域福祉』です。

新城市社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、市民や福祉関係者、行政とともに、さまざまな問題解決の仕組み（人づくり、組織づくり等）をつくる役割を担います。

既存の事業については、市民の視点、地域福祉の視点で改善していくとともに、重要課題に対して、関係者との役割分担を定め、必要とされる役割を担い、新たな事業展開を目指します。

『地域の人たちとともにつくる しんしろの地域福祉』



2 - 2 基本目標

この計画の基本目標は、市の地域福祉計画の6つの基本目標を基礎として、新城市社会福祉協議会として目指す目標を6つ設定します。

基本目標 1 地域福祉の担い手づくり・担い手支援

地域での助け合い意識の啓発と定着を図るとともに、地域でのボランティア活動がより活発に進められるよう、ボランティア活動のきっかけづくりと活動への支援の充実を図ります。

基本目標 2 情報共有体制の確立

社協だより等を通じて、これまで以上に分かりやすい情報を提供するとともに、市民やボランティア団体等からの情報を積極的に発信します。

基本目標 3 質の高い福祉サービスの提供

他の福祉サービス事業者と連携しつつ、地域に根ざした質の高い福祉サービスの提供を図ります。

基本目標 4 支援・援護を必要とする方の把握と相談・権利擁護につなぐ体制の充実

支援を必要とする方が確実に相談・サービス利用につながるよう、相談窓口相互、地域の相談支援者との連携強化を通じて、相談支援の強化を図ります。

基本目標 5 日常的な見守り・支え合い活動の推進

ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯、障がいのある人等、支援・援護が必要な方の孤立化防止や災害時に備えて、地域の絆を再構築し、日常的な見守りや助け合いの身近な活動を推進します。

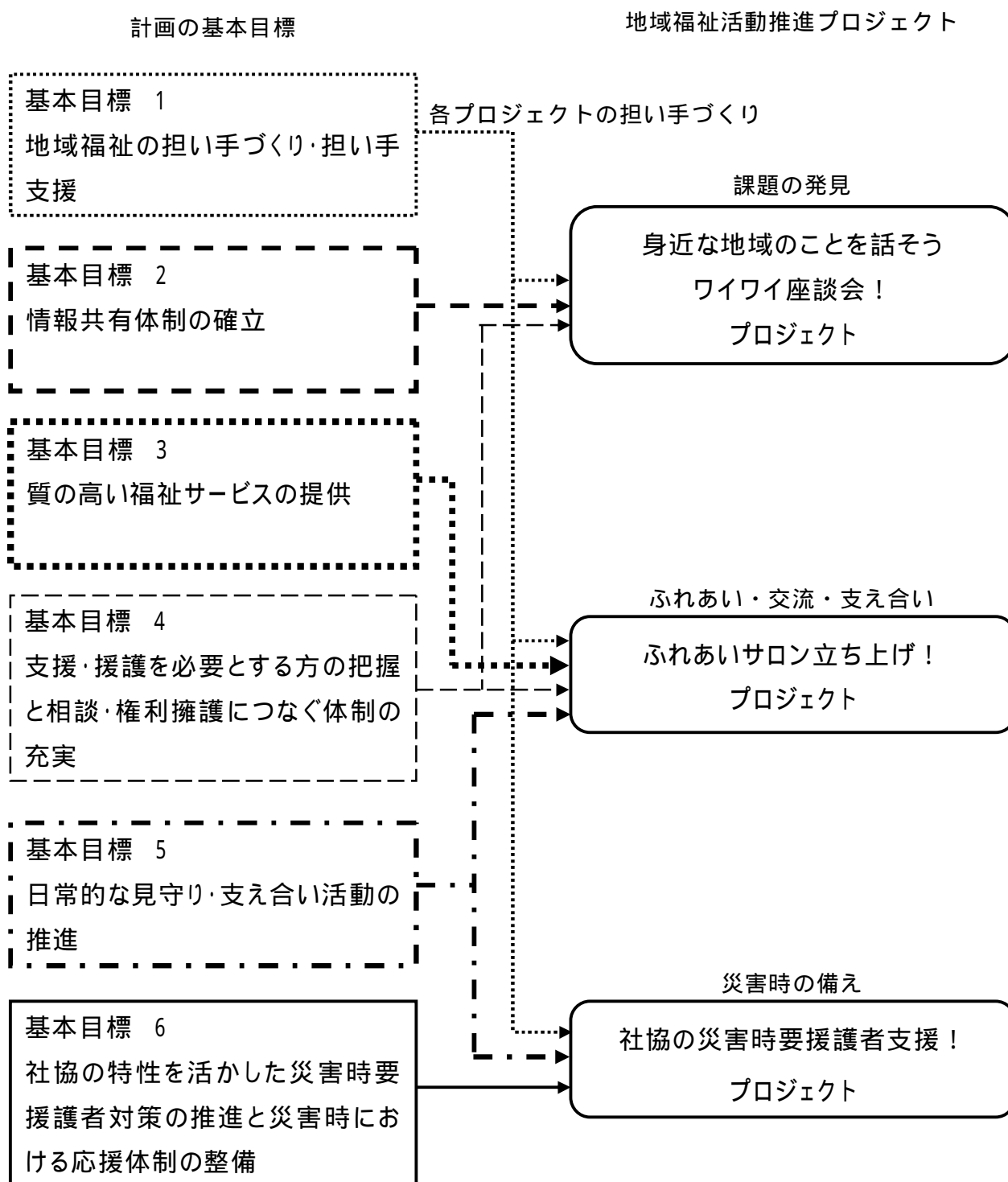
基本目標 6 社協の特性を活かした災害時要援護者対策の推進と災害時における応援体制の整備

災害時要援護者対策の実施にあたり、地域福祉活動とともに、在宅福祉サービスを提供する事業所としての特性を活かした取り組みを推進します。
また、災害時における社協の役割分担を明確にするとともに、資材等の常備を含めた体制の整備を図ります。

第3章 地域福祉活動推進プロジェクト

社会福祉協議会は、この計画の策定にあたり実施した地区別座談会等での住民からの要望に応えるため、関係者との協働により実施する地域福祉活動推進プロジェクトを次のとおり設定します。

図 地域福祉活動推進プロジェクト



プロジェクト① 身近な地域のことを話そう ワイワイ座談会！プロジェクト

地域福祉活動の推進は、地域に暮らす住民自身や福祉活動を推進する人々が課題を発見し、共有するところから始まります。

この計画の策定にあたり実施した地区別座談会においては、同様の座談会の実施を今後も望む声やもっと細かい単位で座談会を実施すべきとの声があがり、地域の課題を身近な場で話し合う仕組みが求められていることがわかりました。

このため、この計画の推進プロジェクトとして、「身近な地域のことを話そう ワイワイ座談会！プロジェクト」を設定し、関係者と連携しながら、地域のことを気軽に話し合える場を作り、その場を地域からの情報発信や社会福祉協議会等からの情報提供の場として活用します。

各地区の住民の声（地区別座談会参加者の意見）

【鳳来地区】

- ✚ 地区別座談会は中学校単位でなく、小学校区単位で、行うべきではないか。

【新城地区】

- ✚ もっとこのような会を開いてほしい。事例等の紹介等もしてほしい。
- ✚ まずは地域で考え解決し、できないところを行政にお願いすると行政も動いてくれる。行政に何でも頼るのではなく、地域で協力して対応することをもっと考える必要があるのではないか。解決する方法を考える、話し合う場が地域に必要

プロジェクト1		身近な地域のことを話そう ワイワイ座談会！プロジェクト				
内容	<p>地域の福祉ニーズの把握と社会福祉協議会の事業や福祉に関わる団体の活動の周知を目的に、行政区等からの要望に応じて、さまざまな立場の人が情報交換したり、勉強会をしたりする座談会を開催します。</p> <p>子育て支援、障がいのある人への支援、高齢者への支援等、分野を問わず、身近な地域における福祉等に関する問題点を話し合い、課題を把握する場とします。</p>					
社会福祉協議会の役割	<p>座談会の実施 座談会での意見をもとに課題の整理 関係機関・団体との課題に関する情報共有 関係機関・団体と連携して、課題解消のための取り組みの検討と実施</p>					
みんなの役割	主な関係者		役割			
	市民		<p>座談会への積極的な参加 地域のことを知るために、広報を読んだり、地域活動やボランティア活動への積極的な参加</p>			
	行政区		座談会の運営に対する協力			
	民生・児童委員 ボランティア団体 介護・福祉施設、 在宅サービス事業所		<p>座談会に積極的に参加し、地域の課題や他の機関・団体の取り組みの把握 他の機関・団体とのネットワークづくり 新たな活動やサービスの検討と実施</p>			
	行政		<p>広報等を通じた座談会のPR 座談会のテーマ設定等へのアドバイス 会場の提供 座談会に参加し、地域の課題や他の機関・団体の取り組みの把握</p>			
工程計画	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	座談会の企画検討 座談会の実施	座談会の実施	中間評価	必要に応じたプロジェクトの改善・見直し		
進捗の評価基準	<p>座談会の開催回数 座談会の参加者数</p>					

プロジェクト② ふれあいサロン立ち上げ！プロジェクト

現在、社会福祉協議会では、作手地区で「ふれあいゆめ広場」、鳳来地区で「ふれあいミニデイサービス」として、高齢者が地域で集い、交流を深める場を設けています。

この計画の策定にあたり実施した地区別座談会においても、地域住民同士で集い、話ができる場の充実を求める声が高齢者を中心にあがっており、この課題は、子育て中の親同士の情報交換、そして、子ども同士の遊び、また、障がいのある人と障がいのない人の交流、子どもと高齢者のふれあい等、集い、交流する場の必要性は、高齢者だけの問題ではありません。

このため、この計画の推進プロジェクトとして、「ふれあいサロン立ち上げ！プロジェクト」を設定し、関係者と連携しながら、地域の中での仲間づくり、顔見知りづくりを支援する仕組みを構築します。

各地区の住民の声（地区別座談会参加者の意見）

【鳳来地区】

- ✚ 地域の子どもたちの顔を地域の人たちに覚えてもらう、地域の人たちの顔を子どもたちが覚えることにより、地域で子どもを育てる事により、地域への思いが芽生えるのではないか。
- ✚ 近くに知人がいない高齢者が増えており、日ごろ話ができる場を地域に作ってほしいと相談がある。立ち上げることが大変で、地域のリーダーを作る活動、しくみ作りを役所や社協にしてもらいたい。

【八名地区】

- ✚ 高齢者が集まれる居場所作りが必要ではないか。

プロジェクト2	ふれあいサロン立ち上げ！プロジェクト				
内容	<p>地域の中で仲間づくり、地域住民の交流を行う場として、地域住民が主体となったふれあいサロンの立ち上げを支援します。</p> <p>サロン立ち上げと運営を支援するコーディネーターを育成します。</p>				
社会福祉協議会の役割	<p>サロン立ち上げ・運営支援チームの設置</p> <p>サロン立ち上げ・運営支援のPR</p> <p>立ち上げと運営を支援するコーディネーター養成</p> <p>モデル地区の指定と実施地区の順次拡大</p>				
みんなの役割	主な関係者	役割			
	市民	<p>生きがいづくり・仲間づくり、介護予防、生涯学習、子育て支援、児童の体験学習、世代間交流等、テーマは何でもよいから思い立ったらコーディネーターに相談し、サロンを立ち上げ</p> <p>興味のあるサロンに参加者として、あるいは、コーディネーターやボランティアとして参加</p>			
	行政区	地域住民のふれあい・交流活動としてサロンを活用			
	民生・児童委員	サロンの活動への参加・協力			
	ボランティア団体	サロンの活動への参加・協力			
	介護・福祉施設、在宅サービス事業所	<p>サロンの活動への参加・協力</p> <p>施設内等でのサロンの立ち上げ（地域住民も利用可能なもの）</p>			
	行政	<p>サロンの活動に対する支援</p> <p>広報等を通じたサロンのPR</p>			
工程計画	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	<p>サロン立ち上げ・運営支援チームの設置</p> <p>サロン立ち上げ・運営支援のPR</p>	<p>コーディネーター養成</p> <p>モデル地区の指定</p>	中間評価	<p>必要に応じたプロジェクトの改善・見直し</p>	
進捗の評価基準	<p>ふれあいサロンの数</p> <p>コーディネーターの数</p>				

プロジェクト③ 社協の災害時要援護者支援！プロジェクト

市では、平成 21 年 9 月に「新城市災害時要援護者避難支援計画」を策定し、災害時要援護者情報の台帳への登録や災害時要援護者一人ひとりの避難支援プラン（個別計画）の作成等が進められようとしています。

この計画の策定にあたり実施したテーマ別座談会においては、台帳への登録にあたり本人等への働きかけや在宅福祉サービス利用者の避難支援、台帳に載らない要援護者への支援等、災害時要援護者の支援に関わるさまざまな問題が提起されています。

このため、この計画の推進プロジェクトとして、「社協の災害時要援護者支援！プロジェクト」を設定し、社会福祉協議会は災害時要援護者やその家族と普段から接している福祉サービス事業者として、関係者と連携しながら、市における災害時要援護者支援対策の実行を支えたり、補ったりする取り組みを推進します。

福祉関係者の声（テーマ別座談会より）

- ✚ 要援護者登録台帳に障がいの程度を記載することができるが、本人の同意が必要であり、本人の理解が得られるよう働き掛けが必要である。
- ✚ 災害が発生した場合、施設に入所している方は施設で対応できるが、デイサービス利用者の災害時の対応については検討がされていない。家族との相談を踏まえ、利用者の避難誘導を考えていく必要がある。
- ✚ 登録台帳に載っていない障がいのある人（手上げしない）の支援も想定する必要がある。

プロジェクト3	社協の災害時要援護者支援！プロジェクト	
<p>内容</p>	<p>福祉サービスを提供している災害時要援護者本人や家族等を対象に、自宅での備え、地域支援者とのつながりの支援、台帳登録の促進等、一人ひとりの実情に応じた“自助”の能力を高めるための支援を行います。</p> <p>「新城市災害時要援護者避難支援計画」を踏まえつつ、災害時における社会福祉協議会の役割を明確にするとともに、資材等を含めた体制の整備を図ります。</p>	
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<p>ヘルパー等の訪問や相談支援活動を通じて、自宅での備え、地域支援者とのつながりの支援、台帳登録の促進</p> <p>関係者と連携した福祉サービス利用者の避難誘導策の検討</p> <p>福祉避難所としての協力及び備えの実施</p> <p>災害ボランティア支援センターの設置・運営に関わる訓練等への参加協力</p>	
<p>みんなの役割</p>	<p>主な関係者</p>	<p>役割</p>
	<p>市民 災害時要援護者及び家族</p>	<p>自主防災会の各種行事（防災訓練等）への積極的な参加</p> <p>災害時要援護者の防災カード（緊急時の連絡先、疾病名等）の作成及び備え</p> <p>災害時要援護者登録台帳への登録</p> <p>地域支援者との関係づくりと活動への協力</p>
	<p>行政区 民生・児童委員 ボランティア団体</p>	<p>地域支援者として、社会福祉協議会による災害時要援護者本人や家族等への防災意識を高める取り組みへの協力</p>
	<p>介護・福祉施設、 在宅サービス事業所</p>	<p>災害時要援護者支援に関する社会福祉協議会との情報共有</p>
	<p>行政</p>	<p>社会福祉協議会の役割の検討</p> <p>災害時要援護者支援に関する連携・協力</p>

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
工程計画	社会福祉協議会の役割に関する行政との協議 ヘルパー等の訪問や相談支援活動	要援護者支援対策の実施 ヘルパー等の訪問や相談支援活動	中間評価	必要に応じたプロジェクトの改善・見直し	
進捗の 評価基準	防災カードを作成した世帯数 地域支援者との関係ができた世帯数				

第4章 基本目標別関連事業の実施計画

社会福祉協議会の関連事業については、計画の6つの基本目標に基づき、実施計画を次のとおり定めます。

図 基本目標別関連事業

【基本目標1】 地域福祉の担い手づくり・担い手支援

- └ ボランティアセンター活動事業
- └ 団体活動等助成事業（ボランティア団体、児童青少年福祉活動団体、老人福祉活動団体、障がい児・者福祉活動団体、母子・父子福祉活動団体、その他福祉育成援助活動）

【基本目標2】 情報共有体制の確立

- └ 企画・広報事業

【基本目標3】 質の高い福祉サービスの提供

- └ 高齢者福祉サービス事業（介護保険事業、高齢者生活支援事業、おむつ宅配サービス、居住提供事業）
- └ 障がい者福祉サービス事業
- └ 外出支援事業
- └ 資金貸付事業

【基本目標4】 支援・援護を必要とする方の把握と相談・権利擁護につなぐ体制の充実

- └ 相談日を設定して開催する相談事業（総合生活相談、心配ごと相談、法律相談、身体障がい者・知的障がい者福祉相談事業）
- └ 開設事業所で常時行う相談事業（老人介護支援センター、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業）
- └ 日常生活自立支援事業

【基本目標5】 日常的な見守り・支え合い活動の推進

- └ 高齢者地域ふれあい事業
- └ 老人福祉活動事業（ひとり暮らし高齢者への乳酸飲料配布等）
- └ 障がいのある人への支援・子育て支援の見守り・支え合い事業

【基本目標6】 社協の特性を活かした災害時要援護者対策の推進と災害時における応援体制の整備

- └ 《社協の災害時要援護者支援！プロジェクト》(本計画 11 P ~ 12 P 参照)

【基本目標1】 地域福祉の担い手づくり・担い手支援

現状と課題

地域の中では、地域福祉の担い手として、児童の健全育成、障がいのある人への福祉、高齢者介護、生活環境の整備等、さまざまな福祉活動等の場面でボランティアの方々が活躍しています。

そして、社会福祉協議会では、ボランティアセンターの運営を通じて、ボランティアの育成やその活動への支援、市民への情報提供を行っています。

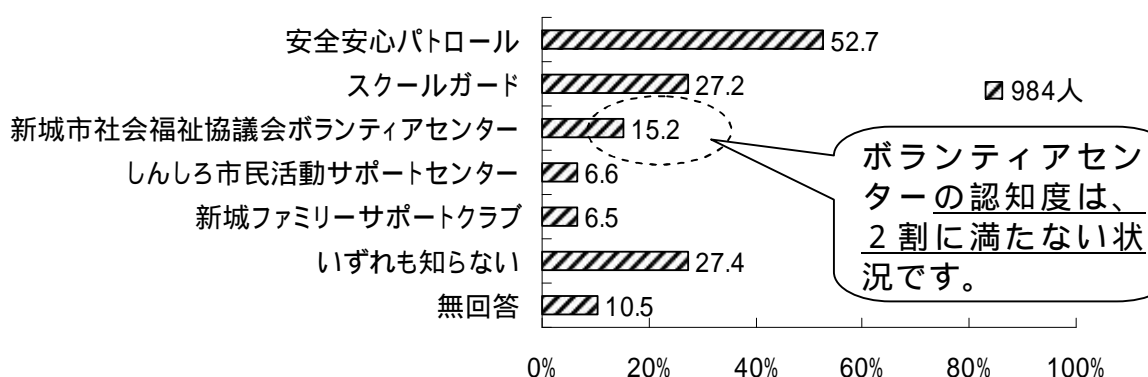
しかし、市民へのアンケート調査によると、ボランティアセンターの認知度は2割に満たない状況で、「活動をしたい」という市民からの相談やボランティアを受け入れる側の情報が少ないのが現状です。

課題

- ✚ ボランティアセンターに、要望や相談者に応じて活動の場を提供するコーディネート機能の強化
- ✚ 園児、小中学生、高校生、大学生から、働いている方、定年退職された方まで、地域福祉活動のきっかけづくりや継続を支えるための支援

市民の意識と実態（アンケート調査より）

【地域活動やボランティア活動に関わる機関や活動のうち知っているもの】
（平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査）



福祉関係者の声（テーマ別座談会より）

- ✚ ボランティアの経験は小さい時から体験させることが重要である。
- ✚ 社会福祉協議会ボランティアセンターへの相談者が少ない。学校からの要請や夏休み期間の学生からの申し込みはあるが、受け入れの場が少ないことも課題である。社協で持っている情報が少ない。

各地区の住民の声（地区別座談会参加者の意見）

【八名地区】

- ✚ 地域の中にボランティアを作ってはどうか。現状は、ボランティアが少ない。民生委員1人では、広い区域を受け持つのが大変である。

目標

今後は、ボランティアセンターの機能を見直すとともに、相談窓口の増設、ボランティアコーディネーターの養成・配置を図り、ボランティア活動について気軽に情報収集や相談、体験ができるよう環境づくりを進めます。

また、将来の地域福祉の担い手となる子どもたちには、福祉やボランティア活動の学習にあたる支援を、地元の企業・団体や定年後の団塊世代には、地域活動やボランティア活動への参加働きかけを、老人クラブ、子ども会、そのほか当事者団体等の活動に対しては助成を行うことで担い手づくりと担い手支援を図ります。

事業の工程計画

事業	ボランティアセンター活動事業				
事業の目的・概要等	<p>ボランティアの相談・あっせん・連絡調整・援助を行い、地域のボランティアを支えています。</p> <p>また、各種ボランティア養成講習会（手話講習会、要約筆記講習会、音声訳講習会、点訳講習会等）を開催しているほか、ボランティア活動をしている団体（グループ）に対して助成金を交付し、より発展的な活動をするための支援をしています。</p>				
目標	<p>助け合い意識を高めるような事業を企画する</p> <p>登録ボランティア数及びボランティア団体数を増やす</p>				
工程計画	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	<p>ボランティアセンターの周知</p> <p>小学生及び幼稚園・保育園児と保護者への働きかけ</p> <p>中学・高校・大学への働きかけ</p> <p>地元の企業・団体への働きかけ</p> <p>定年後の団塊世代等を対象とする講座（例「退職後の地域でのライフプラン講座」等）の企画・開発・実施</p> <p>ボランティア活動拠点の整備検討</p> <p>ボランティアコーディネーターの養成と活動拠点への配置</p>		中間評価	必要に応じた事業の改善・見直し	
関係者との連携	<p>【子ども会】行事でのボランティア活動のきっかけづくり</p> <p>【ボランティア団体】短い時間で体験可能な活動の企画・開発</p> <p>【介護・福祉施設】ボランティアの積極的な受け入れ</p> <p>【保育園・幼稚園】地域と連携した福祉活動への園児及び保護者の参加、園へのボランティアの積極的な受け入れ</p> <p>【学校・PTA】福祉実践教室の実施、行事でのボランティア活動のきっかけづくり</p> <p>【行政】しんしる市民活動サポートセンターからのボランティア活動に関する情報提供</p> <p>【企業・団体】地域と連携したボランティア活動の実施</p>				
進捗の評価基準	<p>ボランティアに関する相談件数</p> <p>ボランティアセンター登録者・団体数</p>				

事業	団体活動等助成事業				
事業の目的・概要等	<p>市内学校の児童・生徒を対象に、社会福祉に関する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア、社会連帯の精神を養うとともに、合わせて地域社会との連携を深めるため、学校の福祉教育事業に対して助成金を交付しています。</p> <p>そのほか、子ども会事業活動や新城市子育てネットワーク委員会、幼稚園・保育園の保護者会等の活動、子育て中の団体（グループ・サークル）等に対して助成金を交付し、より発展的な活動の展開と充実した活動を支援しています。</p> <p>老人クラブは、在宅福祉を支える活動、福祉施設等でのボランティア活動、社会奉仕の日の活動等、さまざまな奉仕活動を通じて、地域福祉の担い手として重要な役割を果たしており、老人クラブ連合会の活動に対して、助成金を交付しています。</p> <p>障がいのある人の当事者団体として、支え合いの活動を行っている手をつなぐ育成会、身体障害者福祉協会、傷痍軍人会・同妻の会活動に対して、助成金を交付しています。</p> <p>母子家庭・父子家庭への情報提供や家庭相互の交流等を支援している母子寡婦福祉会活動に対して、助成金を交付しています。</p>				
目標	助成事業を見直し、適正配分を図る				
工程計画	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	審査機関の設置		中間評価	必要に応じた事業の改善・見直し	
関係者との連携	<p>【各種団体】助成事業の活用と審査への協力</p> <p>【行政】審査機関への参加</p>				
進捗の評価基準	助成を希望する団体活動等の数				

【基本目標2】 情報共有体制の確立

現状と課題

社会福祉協議会では、機関紙として社協だよりを発行し、全戸配布しているほか、情報を即時に伝えることができるホームページを通じて、社会福祉協議会の事業や地域の福祉活動等に関する情報を伝えています。

なお、市民へのアンケート調査によると、福祉や介護に関する情報は、市の広報紙から得ている人が6割を占めており、市の広報紙と同様に全戸配布の社協だよりについても、高齢者等の情報源として重要な位置づけであることが推測されます。

また、地区別座談会においては、行政からの情報提供の内容に対する問題点を指摘する意見が寄せられており、この指摘は、社会福祉協議会の情報提供における課題でもあります。

課題

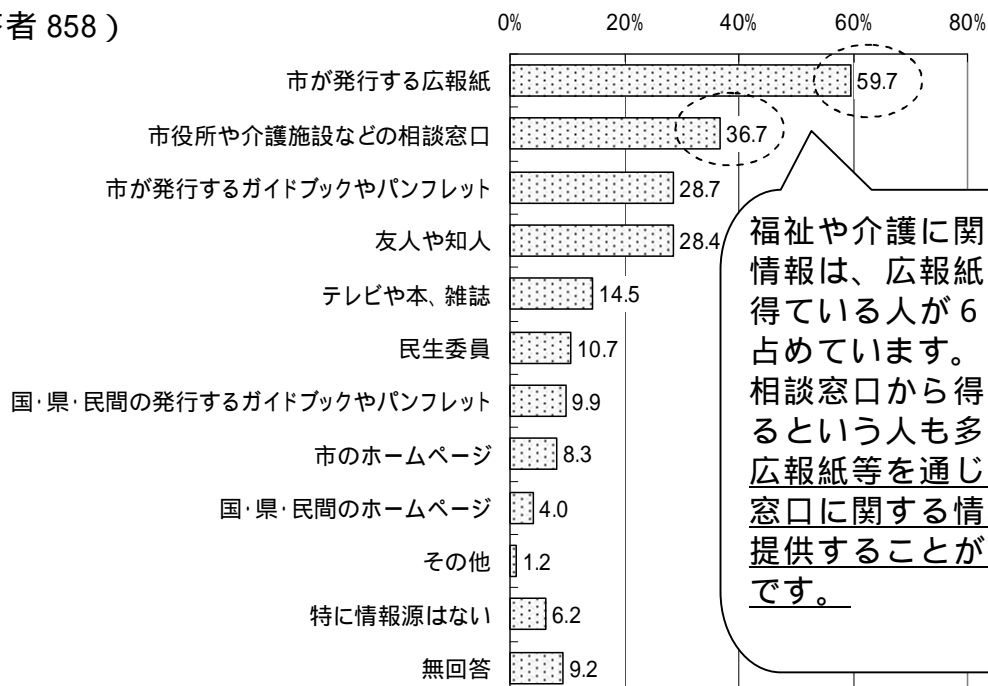
- 社協だより等を通じて、市民が知りたい情報（地域に密着した情報）をわかりやすく提供
- さまざまな行事等を通じた福祉関連情報の提供

市民の意識と実態（アンケート調査より）

【福祉や介護に関する情報をどのように入手しているか】

（平成20年度 高齢者福祉・介護のアンケート調査 55歳以上市民調査）

（回答者 858）



福祉や介護に関する情報は、広報紙から得ている人が6割を占めています。相談窓口から得ているという人も多く、広報紙等を通じて、窓口に関する情報を提供することが重要です。

各地区の住民の声（地区別座談会参加者の意見）

【新城地区】

- ✚ 行政は情報の出し方が悪いと思うし、高齢者はホームページなんか見ない。（例えば、富沢地区の防災への取り組みはすごく良い。そういうよい所をみんなに伝える方法がない。）

目標

媒体ごとの特徴を生かしつつ、社会福祉協議会の活動が十分理解されるよう、社協だよりやホームページの掲載内容について見直すとともに、地域の中で活躍している人や先進事例等、市民やボランティア団体からの情報について、積極的な発信を図ります。

また、各種団体や学校の行事を通じて、社会福祉への理解を促進するための啓発を図ります。

事業の工程計画

事業	企画・広報事業				
事業の目的・概要等	社会福祉協議会の事業や福祉団体の活動等を情報提供し、社会福祉の啓発を図るため、社協だよりを発行し、市内全世帯に配布しているほか、ホームページで情報提供を行っています。				
目標	社会福祉協議会や福祉団体の活動の認知度を高める ホームページアクセス数を増やす				
工程計画	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	紙面及びホームページ掲載情報の見直し(市民やボランティア団体の活動を紹介する記事を増やす) 各種団体及び学校の行事を通じて社会福祉を啓発		中間評価	必要に応じた事業の改善・見直し	
関係者との連携	【市民】社協だより等の編集への協力 【ボランティア団体】社協だより等の編集への協力と活動のPR 【小中学校】授業や行事等を通じた福祉教育の実施 【各種団体】行事を通じた社会福祉の啓発				
進捗の評価基準	社会福祉協議会や福祉団体の活動の認知度 社協ホームページへのアクセス数				

【基本目標3】 質の高い福祉サービスの提供

現状と課題

社会福祉協議会では、地域に暮らす高齢者や障がいのある人の自立した生活や社会参加を支援するため、介護保険制度や障がいのある人の自立を支援する制度等の公的サービスを担い、かつ、それらを補うサービスを実施しています。

なお、市民へのアンケート調査によると、社会福祉協議会に充実を期待する活動やサービスについては、介護保険サービスをはじめ、国の制度に基づくサービスのほか、地域の実情に応じた独自の地域サービスを期待する意見が比較的多く見られます。

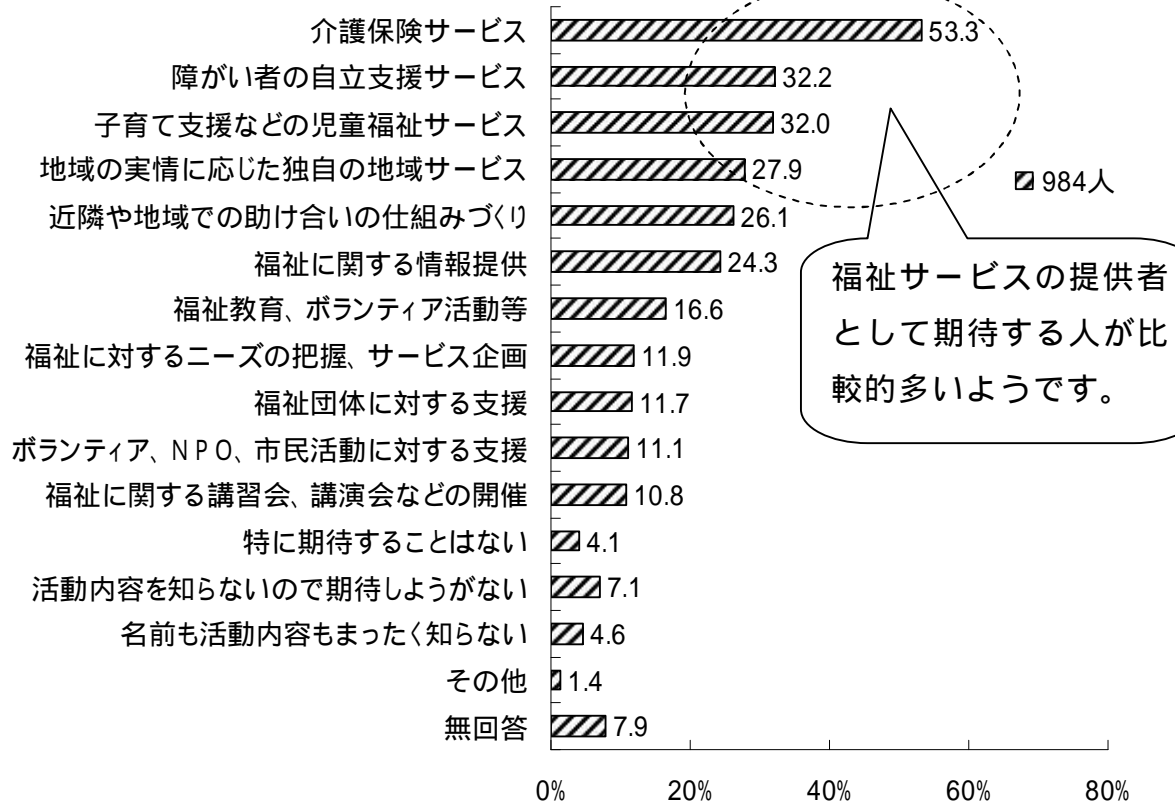
また、テーマ別座談会においては、福祉関係者の声として、国の制度に当てはまらない方への支援の必要性が提起されています。

課題

- 市民の期待に応え、市民のニーズに応じた質の高いサービスの提供

市民の意識と実態（アンケート調査より）

【社会福祉協議会に充実を期待する活動やサービス】
 （平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査）



福祉関係者の声（テーマ別座談会より）

- ✚ 介護保険の対象外の元気なお年寄りたちが、困っているのにどう手を差し伸べるのが良いか。

目標

関係機関・団体と連携を図りながら、質の高いサービスの提供に努めるほか、特に、市の地理的な特性上、外出の際の地域内での移動を支援するサービスのニーズは高く、今後とも、外出支援のサービスを充実し、より使いやすいものへと改善に努めます。

また、生活上の資金等を必要とする方への支援制度について、周知を徹底し、制度に関する相談や実際の活用につなげるとともに、すべての住民の福祉向上を図る事業を推進します。

事業の工程計画

<p>事業</p>	<p>高齢者福祉サービス事業(介護保険事業、高齢者生活支援事業、おむつ宅配サービス、居住提供事業)</p>				
<p>事業の目的・概要等</p>	<p>介護保険制度に基づき、訪問介護(ホームヘルプサービス)、「しんしろ福祉会館」・「西部福祉会館」・「虹の郷」での通所介護(デイサービス)、「虹の郷」での短期入所(ショートステイ)、訪問入浴介護を実施しており、食事、入浴等の日常の生活支援や、生活行為向上のための支援を行っています。</p> <p>また、要介護4・5と認定された課税世帯の方で、紙おむつの宅配を希望される人に無料で宅配サービスを行っています。</p> <p>介護保険制度対象外の高齢者を対象に、生活支援のためのホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイもそれぞれ実施しています。</p> <p>さらに、65歳以上のひとり暮らし及び夫婦で、高齢で自宅において生活することが不安な方へ居住を提供しています。</p>				
<p>目標</p>	<p>ニーズに応えられる職員を確保する デイサービスにボランティアとして関わる市民を増やす サービスの質の向上を図る</p>				
<p>工程計画</p>	<p>平成22年度</p> <p>市やハローワーク等との協力の下、教育機関・養成施設等との連携による人材確保策の検討 ホームヘルパー等、潜在的有資格者の掘り起こし ボランティア募集方法等の検討 地域ケア会議等を通じて、サービスの質向上の取り組みの実施 利用者満足度調査の実施</p>	<p>平成23年度</p>	<p>平成24年度</p> <p>中間評価</p>	<p>平成25年度</p> <p>必要に応じた事業の改善・見直し</p>	<p>平成26年度</p>
<p>関係者との連携</p>	<p>【ボランティア団体】ボランティアとしてデイサービスへの協力 【他のサービス事業所】サービスの質向上のための連携 【行政】人材確保に向けた連携</p>				
<p>進捗の評価基準</p>	<p>サービスに対する利用者及び家族の満足度 事業に協力するボランティア数</p>				

事業	障がい者福祉サービス事業				
事業の目的・概要等	ホームヘルパーによる訪問介護や移動支援、「西部福祉会館」において、創作活動や交流の場を提供するデイサービスを実施しており、本人の機能の維持を図りつつ、入浴、排せつ、食事等の介護その他移動の支援等、日常生活上の支援を行っています。				
目標	ニーズに応えられる職員を確保する 地域活動支援センター事業にボランティアとして関わる市民を増やす サービスの質の向上を図る				
工程計画	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
工程計画	<p>国の政策動向の把握と適切な対応</p> <p>市やハローワーク等、関係機関との協力の下、教育機関・養成施設等との連携による人材確保策の検討</p> <p>ホームヘルパー等、潜在的有資格者の掘り起こし</p> <p>ボランティア募集方法等の検討</p> <p>関係機関等の連携を通じて、サービスの質向上の取り組みの実施</p> <p>利用者満足度調査の実施</p>		中間評価	必要に応じた事業の改善・見直し	
関係者との連携	<p>【ボランティア団体】ボランティアとしてデイサービスへの協力</p> <p>【他のサービス事業所】サービスの質向上のための連携</p> <p>【行政】人材確保に向けた連携</p>				
進捗の評価基準	<p>サービスに対する利用者及び家族の満足度</p> <p>事業に協力するボランティア数</p>				

事業	外出支援事業				
事業の目的・概要等	作手地区において、外出困難な要介護認定者及び身体障がい者等の日常的な自立生活を支援するため、通院や買い物等の外出支援を行っています。				
目標	市民への事業の紹介、活用促進を図る				
工程計画	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	社協だより等を通じた事業の周知		中間評価	必要に応じた事業の改善・見直し	
関係者との連携	【行政】利用状況の把握、方針決定				
進捗の評価基準	事業の認知度				

事業	資金貸付事業				
事業の目的・概要等	日々の生活が困難な低所得者の安定した生活の営みのために、資金を貸し付けることにより、経済的自立や生活意欲の助長促進を図る事業です。				
目標	事業に関する情報提供の機会を増やす 滞納分の償還を図る				
工程計画	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	社協だより等を通じた事業の周知 民生・児童委員協議会等関係機関・団体等への周知 貸付者への償還指導		中間評価	必要に応じた事業の改善・見直し	
関係者との連携	【民生委員等】事業の市民への紹介・活用促進				
進捗の評価基準	事業の認知度				

【基本目標4】 支援・援護を必要とする方の把握と相談・権利擁護につなぐ体制の充実

現状と課題

社会福祉協議会では、法律相談や心配ごと相談をはじめ、市民の不安や悩みに応える各種相談事業のほか、介護サービスや福祉サービスの利用調整等を行う相談支援事業を実施しています。

市民へのアンケート調査によると、法律相談と心配ごと相談の認知度は比較的高い一方、総合生活相談や日常生活自立支援事業等は、あまり知られていない状況が見られます。

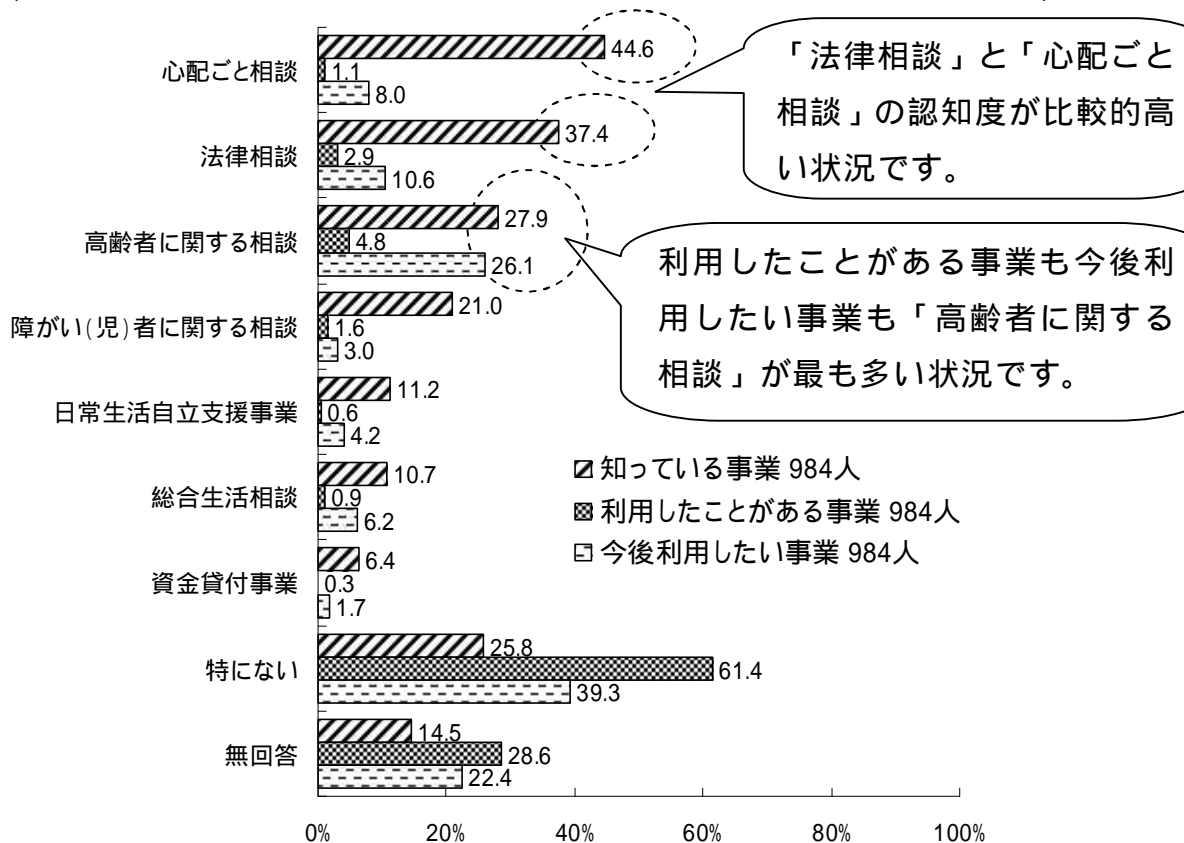
また、テーマ別座談会では、福祉サービスを必要とする人の中で、相談支援の窓口で把握していない人への対応や相談窓口の連携等が課題として提起されています。

課題

- 各種相談事業、相談窓口の周知徹底
- 相談支援のネットワークづくり

市民の意識と実態（アンケート調査より）

【新城市社会福祉協議会等で実施している各種相談事業について】
（平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査）



福祉関係者の声（テーマ別座談会より）

- ✚ 在宅介護支援センターで把握しておらず、地域に埋もれている人がいることに危惧を感じる。近所からの情報等の把握ができず、地域に福祉サービスを利用すべき人がいることが把握できていない。
- ✚ ひとり暮らしと認知症への関わり方として、相談支援事業所が最初の訪問をするときは、民生委員が同行してはどうか。
- ✚ 県内の他社協と比較して、高齢者の権利擁護事業の利用は少ない。
- ✚ 相談窓口の連携が必要では。

目標

各種相談事業の充実とともに、他機関の相談窓口や相談事業とも連携を図りつつ、要援護者等の適切な把握と相談支援につなげていきます。

また、認知症（痴呆）や知的障がい、精神障がい等により、何らかの支援を必要とし、福祉サービスを利用したくても利用できていない方を支援するため、「日常生活自立支援事業」について、市民や関係機関への事業の周知徹底を図り、支援を必要とする方が確実にサービス利用に結びつくよう努めます。

特に、相談内容にとらわれない相談窓口を開設し、専門職員の養成を図ります。

事業の工程計画

事業	相談日を設定して開催する相談事業（総合生活相談、心配ごと相談、法律相談、身体障がい者・知的障がい者福祉相談事業）				
事業の目的・概要等	日常生活上の相談に応じ、適切な助言、援助を行って地域住民の福祉の増進を図ることを目的に行っています。				
目標	住民に身近な相談受付窓口として、認知度を高める 相談支援に関わる職員等の資質向上を図る				
工程計画	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	社協だより等を通じた事業のPR強化 他機関との連携強化、専門職員の養成		中間評価	必要に応じた事業の改善・見直し	
関係者との連携	【民生・児童委員】支援・援護を必要とする方の情報の共有 【他のサービス事業所】相談支援のネットワークづくり 【各種団体】相談員の人材提供				
進捗の評価基準	事業の認知度 各種相談窓口や相談事業における相談件数 相談に関わる人材同士の連携・協力の機会				

事業	開設事業所で常時行う相談事業（老人介護支援センター、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業）				
事業の目的・概要等	高齢者・障がいのある人の在宅介護、保健福祉の相談・調整等必要な援助を行っています。				
目標	住民に身近な相談受付窓口としての認知度を高める 相談支援に関わる職員の資質向上を図る				
工程計画	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	社協だより等を通じた事業のPR強化 関係機関等との連携を通じて、要援護者の把握と福祉サービスのコーディネート機能強化 他機関の相談窓口・事業との連携強化		中間評価	必要に応じた事業の改善・見直し	
関係者との連携	【民生・児童委員】支援・援護を必要とする方の情報の共有 【他のサービス事業所】相談支援のネットワークづくり 【行政】相談窓口のPR				
進捗の評価基準	事業の認知度 各種相談窓口や相談事業における相談件数 相談に関わる人材同士の連携・協力の機会				

事業	日常生活自立支援事業				
事業の目的・概要等	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分でない方が安心して日常生活を送るための支援として、必要な福祉サービスを適切に受けるための情報提供・助言、利用手続きの同行や代行、日常的な金銭管理、書類等の預かり等を行っています。				
目標	事業利用者（契約者）の十分な把握と適切な支援 関係機関・団体等における事業の認知度を高める				
工程計画	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	社協だより等を通じた事業のPR強化 民生・児童委員協議会等関係機関・団体等への周知 他機関の相談窓口・事業との連携強化 生活支援員への研修等		中間評価		必要に応じた事業の改善・見直し
関係者との連携	【民生委員等】事業の市民への紹介・活用促進 【他のサービス事業所】相談支援のネットワークづくり				
進捗の評価基準	事業の認知度 事業利用者（契約者）数				

【基本目標5】 日常的な見守り・支え合い活動の推進

現状と課題

少子高齢化の進展や近所づきあいの希薄化の中で、地域住民が主体となった身近なふれあいの場や支え合い活動の重要性をあらためて見直す時期を迎えています。

そのような状況の中、社会福祉協議会では、高齢者地域ふれあい事業として、ミニデイサービスを作手地区と鳳来地区で実施しているほか、ひとり暮らし高齢者の安否確認を目的とする事業の実施や、はぐるまの会及び老人クラブが実施する友愛訪問等への助成を通じて、日常的な見守り・支え合い活動を展開しています。

なお、地区別座談会においては、ミニデイサービスに対する高い評価の声が寄せられているほか、高齢者同士のつながりや支え合い、集まりの必要性が提起されています。また、高齢者と子どもたちのつながりを支援する取り組みの事例が紹介され、福祉と教育の連携が必要との声があがっています。

課題

- ✚ ひとり暮らし高齢者等の見守り・支え合い活動の拡大
- ✚ 教育分野等と連携した子育て支援等への取り組み

各地区の住民の声（地区別座談会参加者の意見）

【作手地区】

- ✚ 作手地区では「虹の郷」が福祉の拠点。「ゆめひろば」（ミニデイサービス）を楽しみにしている高齢者が多い。
- ✚ 高齢者同士のつながりを大切に、助け合っていきたいと思っている。普段の関わりとしては、散歩時に挨拶を交わす程度である。
- ✚ 小学校の2年生の孫から、地区で一人暮らしをしているお年寄りの世帯の数を教えて欲しいと言われた。本の読み聞かせを学校行事としてするそうだ。とても有難いことであり作手地区中に広まればいいと思った。社協等福祉サイドと教育サイドの連携が必要だと感じた。
- ✚ 以前、地区で五平餅を販売していた場所を、第2公民館として利用し、高齢者が集まり、世間話ができる場所にしてほしいとの要望がある。

目標

地域住民によるミニデイサービスの運営と実施地区の拡大を図ることや、身近な単位でのふれあい活動への支援や、見守り・安否確認につながる事業を継続し、充実に図ります。

また、日常的な見守り・支え合いに関わる地域福祉活動の拡充を図るため、障がいのある人への支援や子育て支援に向けて、新たな見守り・支え合い事業の立ち上げを検討します。

事業の工程計画

事業	高齢者地域ふれあい事業				
事業の目的・概要等	高齢者が地域で集い、交流を深めるミニデイサービス（作手地区「ふれあいゆめ広場」、鳳来地区「ふれあいミニデイサービス」）を実施しています。				
目標	地域での運営を目指し、体制づくりに努める 参加する高齢者を増やす ボランティアとして関わる市民を増やす				
工程計画	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	モデル地区を指定し地域へ働きかけ 社協だより等を通じた事業のPR強化 ボランティア募集方法等の検討		中間評価	必要に応じた事業の改善・見直し	
関係者との連携	【行政区】ミニデイサービスの実施の検討 【ボランティア団体】ボランティアとして協力				
進捗の評価基準	実施地区数 事業参加者数 参加ボランティア数				

事業	老人福祉活動事業(ひとり暮らし高齢者安否確認事業)				
事業の目的・概要等	75歳以上のひとり暮らしの方を対象に、週1～3回乳酸飲料を配達し、安否の確認を行う事業を実施しています。				
目標	安否確認の対象者を的確に把握する				
工程計画	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	社協だより等を通じた事業のPR強化 民生・児童委員協議会等の関係機関・団体等との連携強化 他機関の相談窓口・事業との連携強化		中間評価	必要に応じた事業の改善・見直し	
関係者との連携	【行政区】【民生委員】対象者の把握 【委託業者・ボランティア】配達の実施と安否確認				
進捗の評価基準	事業の利用者数				

事業	障がいのある人への支援・子育て支援の見守り・支え合い事業				
事業の目的・概要等	障がいのある人や児童、子育て中の保護者、その他市民が地域で集い、交流を深め、日常的な見守り・支え合いにつなげていくための事業です。				
目標	事業を立ち上げる				
工程計画	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	関係機関と連携して、事業内容の検討	事業の立ち上げ	中間評価	必要に応じた事業の改善・見直し	
関係者との連携	【各種団体】【行政】事業内容の検討及び事業立ち上げ後の協力 【小中学校】実施場所(空き教室等)の提供等、事業への協力				
進捗の評価基準	事業の実施				

【基本目標6】 社協の特性を活かした災害時要援護者対策の推進と 災害時における応援体制の整備

現状と課題

地域の中には、日常的に自分ひとりで移動し、情報を得ることが難しく、災害時の支援を希望していても、支援に必要な個人情報の提供に躊躇される方もいます。

なお、市民へのアンケート調査によると、災害時における要援護者になった場合に不安なことについて、さまざまな不安要因があげられており、その中で、「要援護者情報が正しく把握されているかどうか」をあげる方は4割に満たない状況です。また、災害時における要援護者の避難の支援は、家族と隣近所の人を中心と考える人が多く、まずは“自助”や身近な“共助”が重要と考えられています。

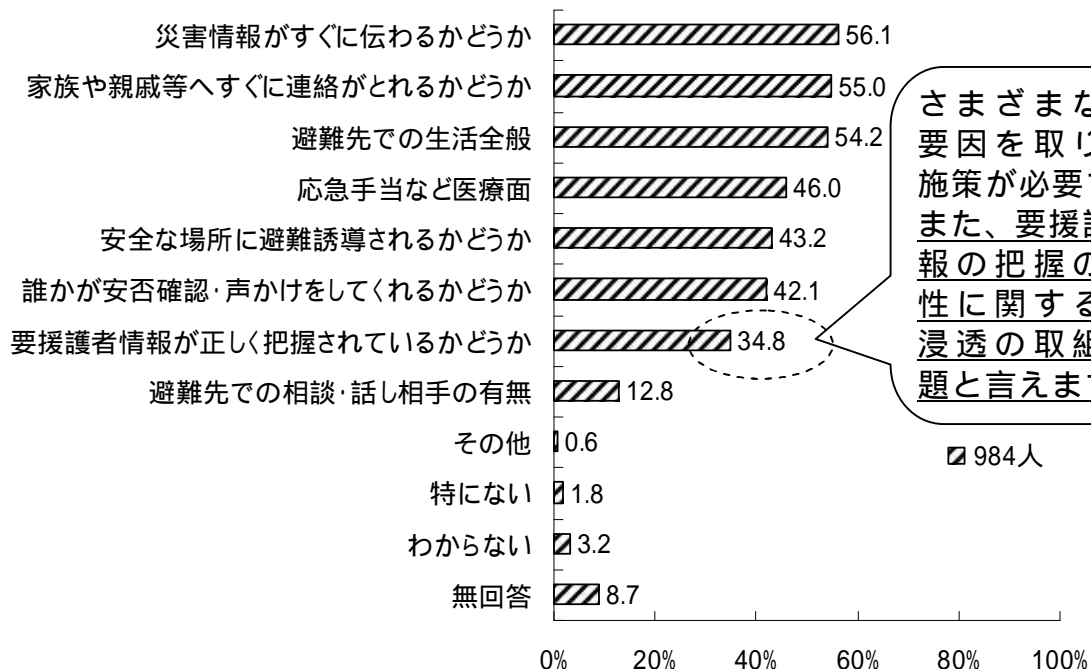
一方、社会福祉協議会は、高齢者福祉サービス事業や障がい者福祉サービス事業等を通じて、市内に暮らす数多くの災害時要援護者本人やその家族と日常的に接する機会を持っており、この特性を活かして、社協ならではの災害時要援護者対策を推進することが課題です。

課題

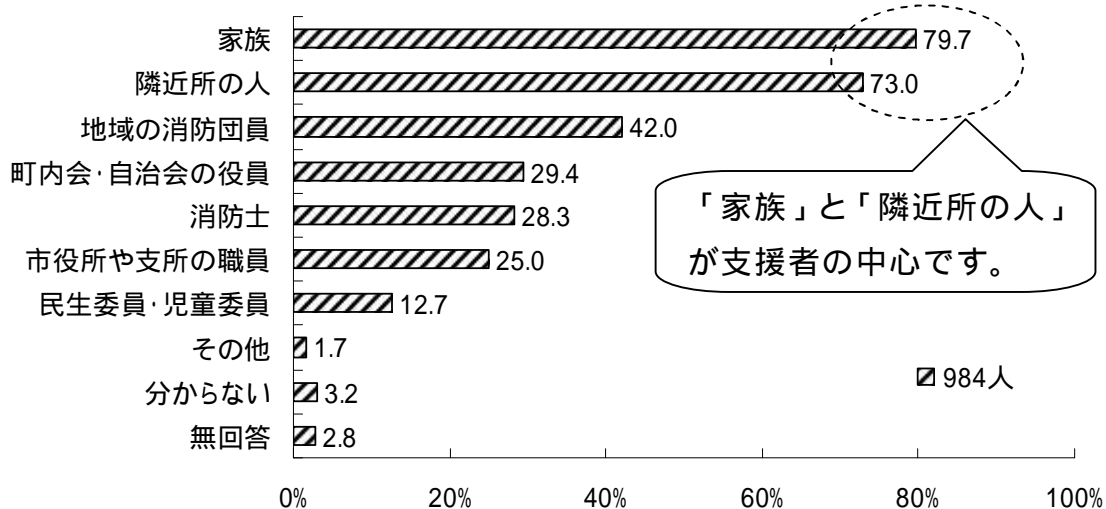
“自助”を支える社協ならではの災害時要援護者対策

市民の意識と実態（アンケート調査より）

【自分やご家族が災害時における要援護者になった場合に不安なこと】
（平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査）



【災害時における要援護者に対して、避難の支援を行うべきだと思う人】
 (平成 21 年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)



目標

社会福祉協議会は、在宅福祉サービスを提供する事業所としての特性を活かし、市が作成する災害時要援護者登録台帳に登録している方だけでなく、登録から漏れている方を含めて、自宅での備えや台帳への登録等を促すための訪問事業を実施します。

また、災害時における社協の役割分担を明確にするとともに、資材等を含めた体制の整備を図ります。

なお、この事業の推進にあたっては、他のサービス事業者と連携を図り、市内で福祉サービスを提供する事業者全体の取り組みとして展開を図ります。

事業の工程計画

《社協の災害時要援護者支援！プロジェクト》(本計画 11 P ~ 12 P 参照)

第5章 計画の推進

この計画の推進にあたっては、社会福祉協議会の運営基盤の強化を図るとともに、計画の総合的な推進・点検・評価の体制を次のとおり定めます。

5 - 1 新城市社会福祉協議会の運営基盤の強化

この計画の推進及び法人としての運営基盤の強化を図ります。

今後とも、「社会福祉協議会の運営は、住民主体を原則とすること」、「住民の参加や協力のもとで、会費や共同募金、寄附金等が活動の源泉となっていること」等をPRし、また、社協だより等の広報媒体を通じて会費使途の情報公開等を通して、活動の源泉となる会費の増加、新規会員の獲得を目指します。

また、法人運営上のさまざまな課題について、地域福祉を推進する住民の代表者の意見を取り入れ、地域の協力が得られるような組織体制を整備します。

事業	法人運営事業				
事業の目的・概要等	<p>社会福祉法人新城市社会福祉協議会を運営するため、理事会・評議員会の開催、職員の給与支給や公用車の管理等、法人運営において必要な業務や行事を実施しています。</p> <p>また、年々複雑多様化する福祉ニーズに対して、より積極的な福祉活動を進めるための財源として、会員募集を実施しています。</p>				
目標	<p>会費や共同募金、寄附金等の自主財源を増額する</p> <p>住民の意見を反映した法人運営を進める</p>				
工程計画	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	<p>自主財源の使途に係る財源区分を明確にし、住民の理解促進を図る</p> <p>理事会・評議員会等での財源確保策の検討強化</p> <p>地域でのコーディネートを行う職員を育成</p>		中間評価	<p>必要に応じた事業の改善・見直し</p>	
関係者との連携	【各種団体】【行政】理事会・評議員会への参加、共同募金等への協力				
進捗の評価基準	<p>会員口数</p> <p>会費や共同募金、寄附金の総額</p>				

事業	施設管理経営事業				
事業の目的・概要等	新都市より委託を受け、地域における福祉活動や高齢者福祉、ボランティア活動の拠点として、「しんしろ福祉会館」、「西部福祉会館」、「老人福祉センター」、「高齢者生活福祉センター 虹の郷」の指定管理者として、施設の管理・経営を行っています。				
目標	施設の円滑な運営を図る 利用する市民や働く職員、行事や事業を実施・支援する関係機関・団体・ボランティアの満足度向上を目指す				
工程計画	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	施設の有効活用策(夜間の利用等)の検討・実施 利用者等満足度調査の実施		中間評価	必要に応じた事業の改善・見直し	
関係者との連携	【各種団体】施設の活用に関する提案 【行政】有効活用に関する点検・評価				
進捗の評価基準	施設の利用者数 施設に対する利用者の満足度				

事業	福祉チャリティーバザー事業				
事業の目的・概要等	区長会、民生・児童委員協議会、ボランティア団体の協力のもと、福祉チャリティーバザーを開催し、資源の再利用と福祉事業資金の確保を図るとともに、市民の福祉に対する理解促進を図っています。				
目標	バザーの参加者を増やす 収益金を増やす				
工程計画	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	社協だより、地域福祉推進団体等を通じ福祉に対する理解促進を図る		中間評価	必要に応じた事業の改善・見直し	
関係者との連携	【各種団体】バザーへの協力				
進捗の評価基準	バザー参加者数 収益金の総額				

5 - 2 計画の総合的な推進・点検・評価の体制

この計画の総合的な推進・点検・評価の体制については、次のとおり定めます。

(1) 市民ニーズの的確な把握とニーズに基づく事業運営

各事業の利用者や参加者へのアンケート調査等で把握した意見・要望に基づく事業運営を図ります。

(2) 地域住民への事業成果の公表等

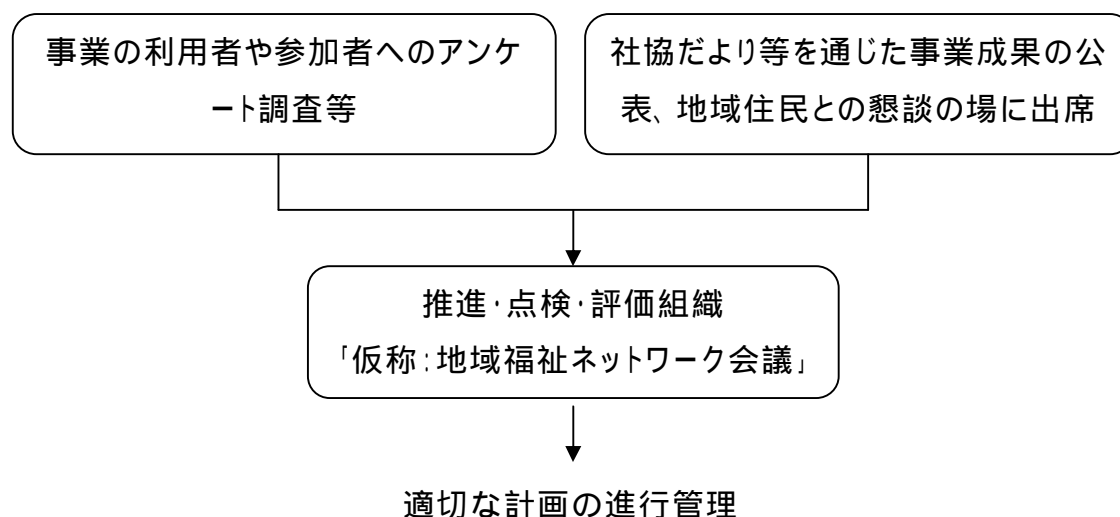
各事業の進捗状況について、社協だより等を通じて公表し、市民から寄せられた意見等を事業の見直しに反映できるよう検討します。

また、この計画の策定に際して実施した「地区別座談会」を参考として、小地域における座談会の開催を関係者に呼びかけるとともに、地域住民の生の声を聞くことのできる場に積極的に向かいます。

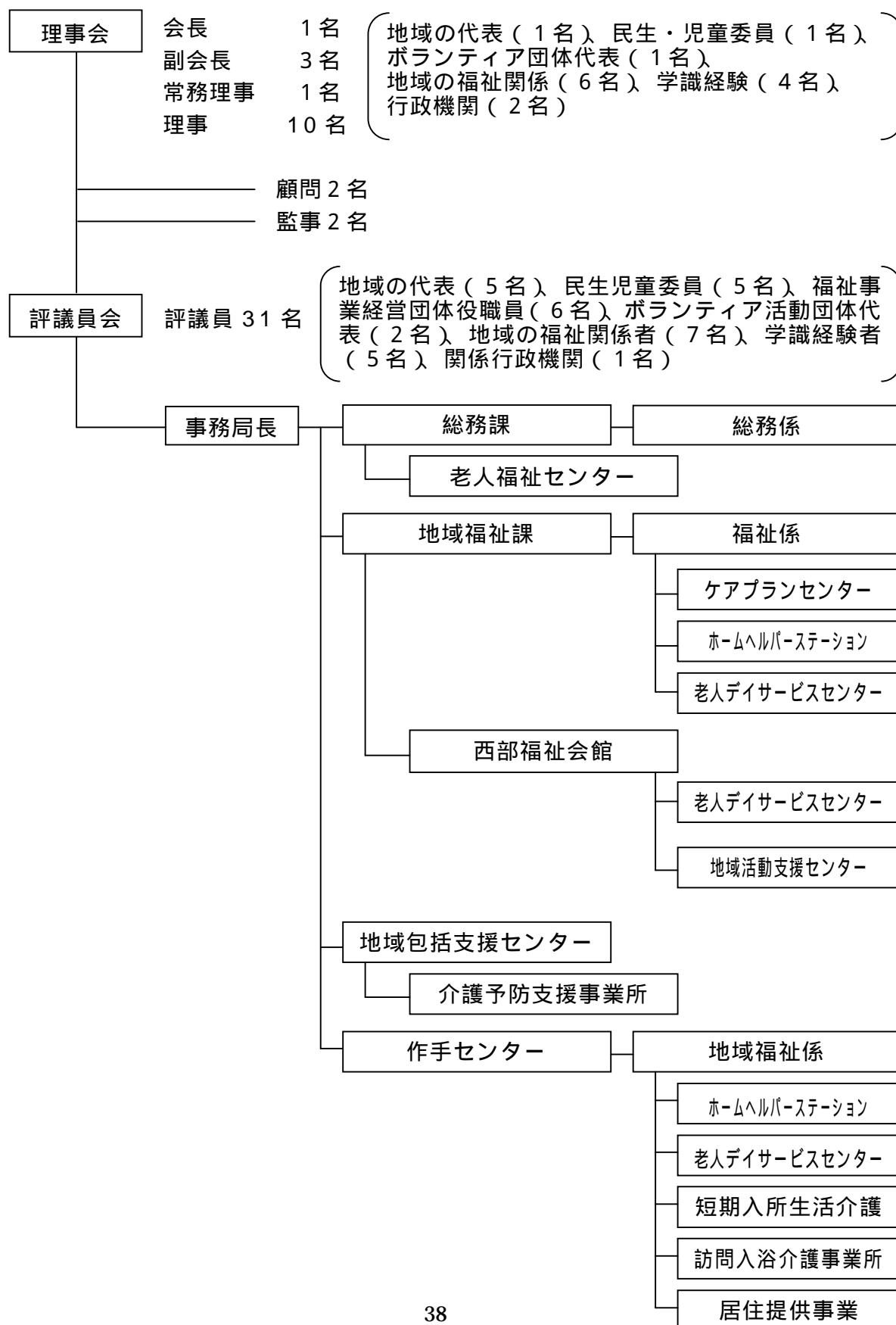
(3) 推進・点検・評価組織の構築

事業の着実な推進と事業運営の透明性を確保するため、推進・点検・評価組織の構築を図り、住民からの意見や進捗状況を踏まえた計画の進行管理を行っていきます。

図 計画の総合的な推進・点検・評価の体制



【新城市社会福祉協議会の組織(平成21年4月1日現在)】



資料

資料 - 1 計画策定の経過

この計画は、次の調査及び会議等を経て、策定に至りました。

年	月日	調査及び会議等
平成 21年	7月1日～ 7月15日	地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査
	7月30日	第1回新城市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会
	8月24日	テーマ別座談会【相談支援体制】
	8月26日	テーマ別座談会【見守り・ボランティア】
		テーマ別座談会【災害時要援護者支援】
	9月10日	地区別座談会【作手中学校区】
	9月11日	地区別座談会【鳳来中学校区】
	9月14日	地区別座談会【新城中学校区】
	9月15日	地区別座談会【千郷中学校区】
	9月16日	地区別座談会【八名中学校区】
	9月17日	地区別座談会【東郷中学校区】
9月30日	第2回新城市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会	
平成 22年	12月7日	第3回新城市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会
	3月5日	第4回新城市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

資料 - 2 「地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査」の概要

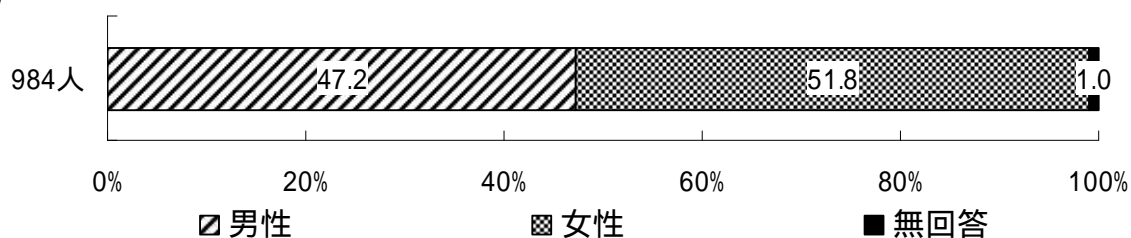
この計画の策定にあたり実施した「地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査」の概要は、次のとおりです。

項目	概要
目的	地域の福祉活動の推進を図るための計画として、市が策定する「地域福祉計画」と新城市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の策定作業の一環として、計画策定の基礎資料とすることを目的に、市民へのアンケート調査を実施しました。
対象	本市在住の20歳以上の方の中から無作為に抽出した2,000人

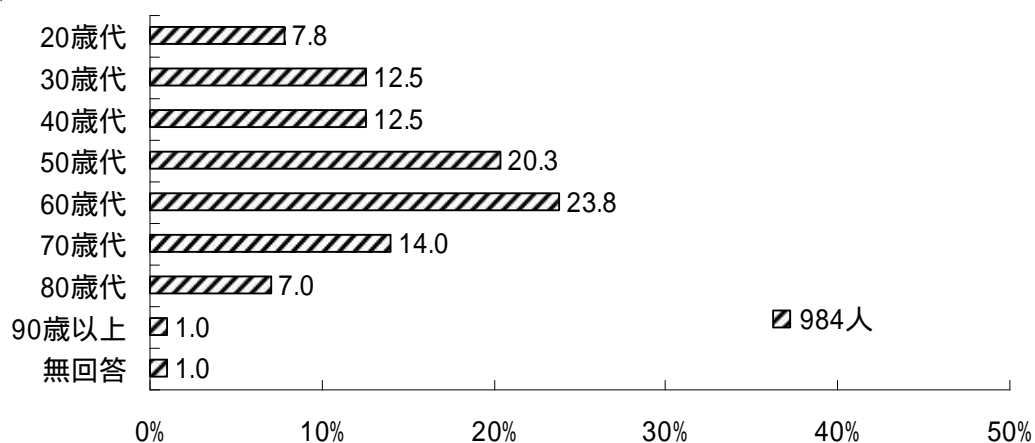
項目	概要
時期	平成 21 年 7 月 1 日 ~ 15 日
方法	郵送による配付・回収
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住んでいる地域との関わりについて ・ 悩みや困りごと等の相談について ・ ボランティア活動について ・ 地震等災害時における要援護者への支援について
回収状況	回収数 984 人 回収率 49.2%

【アンケート回答者の属性】

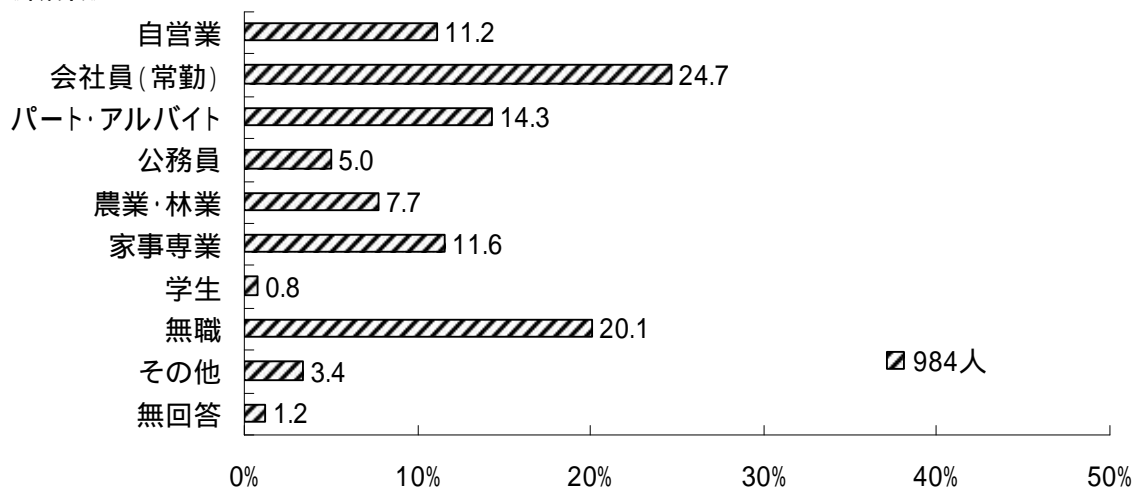
《性別》



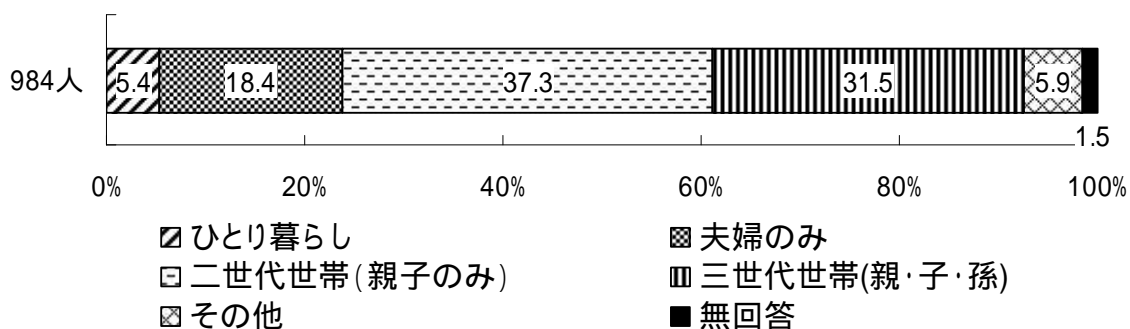
《年齢》



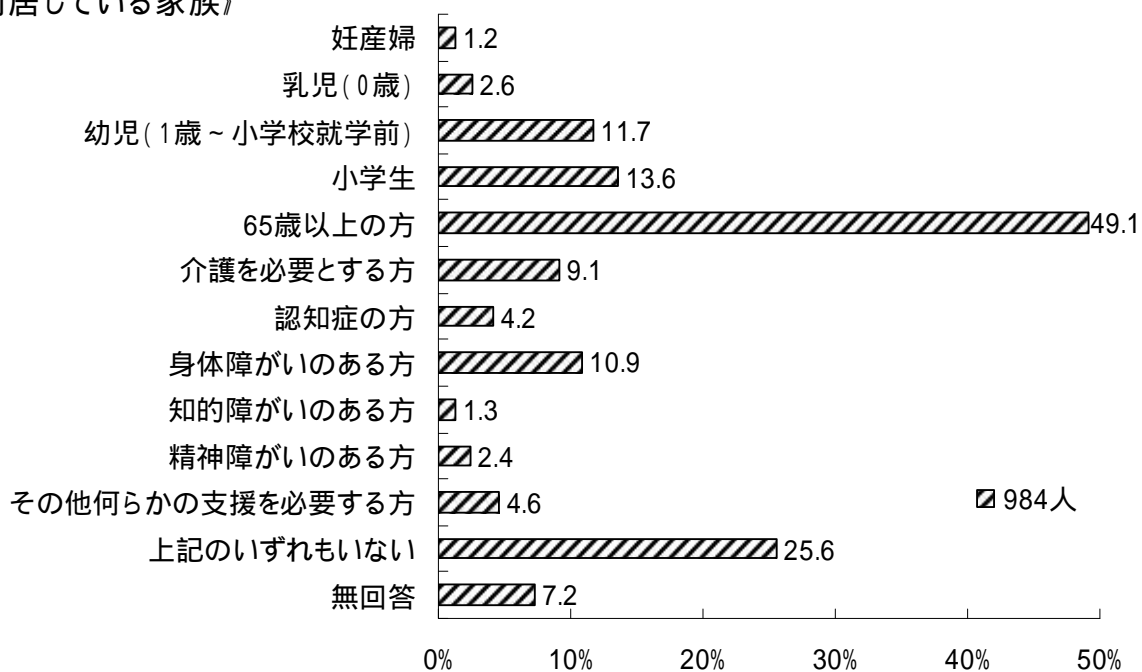
《職業》



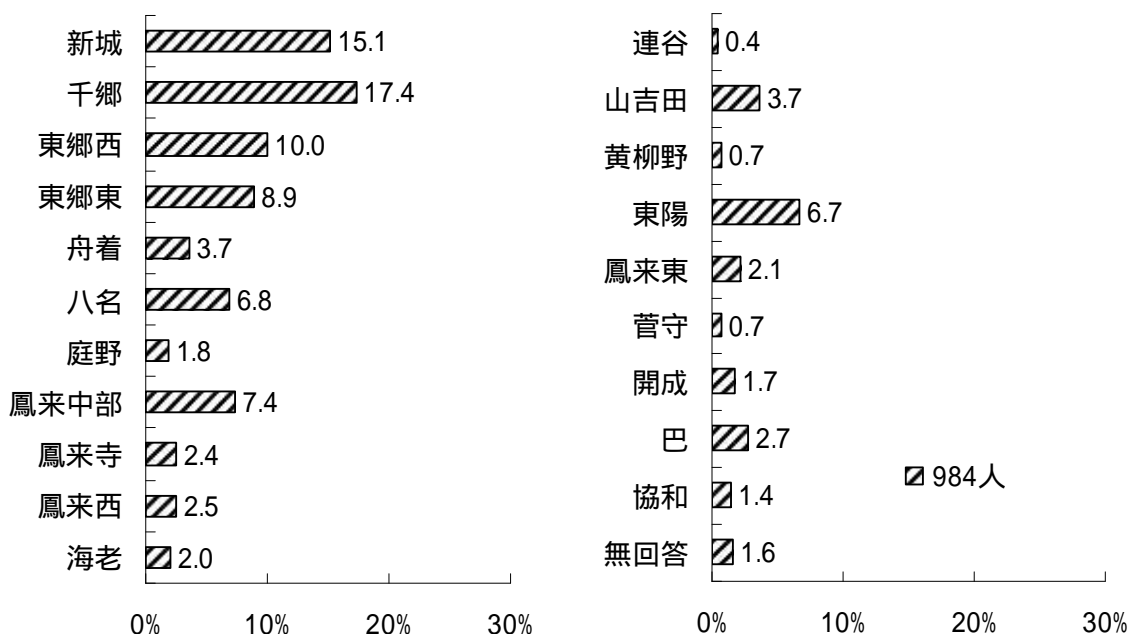
《世帯構成》



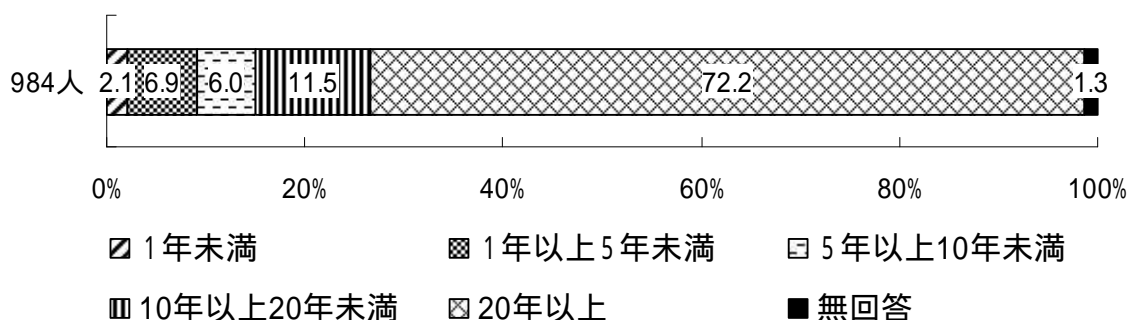
《同居している家族》



《お住まいの小学校区》



《定住年数》



資料 - 3 「高齢者福祉・介護のアンケート調査 55歳以上市民調査」の概要

「高齢者福祉・介護のアンケート調査 55歳以上市民調査」は、「第4期新城市高齢者保健福祉計画(平成21年3月)」の策定にあたり、平成20年8月に市が実施した調査で、本市在住の55歳以上の方の中から無作為に抽出した1,400人を対象に実施し、858人から回答が得られたものです。

資料 - 4 テーマ別座談会の概要

この計画の策定にあたり実施した「テーマ別座談会」の概要は、次のとおりです。

年月日	テーマ	話し合いの内容	参加機関・団体等
平成21年 8月24日	相談支援 体制	福祉サービスの利用援助、権利擁護 民生委員、隣人等、 地域の方との連携、 情報の共有、要支援者の把握方法 各関係機関との連携、相談窓口の周知	地域包括支援センター 在宅介護支援センター 介護老人保健施設 障がい者相談支援事業所 障がい福祉サービス事業所 児童養護施設 民生・児童委員 家庭児童相談員 新城保健所 新城設楽児童相談センター 保健センター 新城市地域福祉計画・活動計画策定委員会委員

年月日	テーマ	話し合いの内容	参加機関・団体等
平成 21 年 8 月 26 日	見守り・ボランティア	個人情報の取り扱い、情報共有のシステムづくり 日頃からの地域社会（隣近所）との関わり方	子育てネットワーカー 新城ファミリーサポートクラブ 各種ボランティア団体 民生・児童委員 愛知東農協 在宅介護支援センター 手をつなぐ育成会 新城市地域福祉計画・活動計画策定委員会委員
	災害時要援護者支援	防災に対する地域組織の仕組みづくり、話し合い 個人情報の取り扱い、情報共有のシステムづくり 平常時からの防災対策、防災意識の高揚	区長会 消防団 防災ボランティア 新城消防署 新城保健所 介護老人福祉施設 障がい福祉サービス事業所 民生・児童委員 新城大谷大学 新城市地域福祉計画・活動計画策定委員会委員

資料 - 5 地区別座談会の概要

この計画の策定にあたり実施した「地区別座談会」の概要は、次のとおりです。

目的	地域の課題・問題を洗い出し 新たな資源・連携の掘り起こし 地域課題・問題に対する方策等に関する意見の収集
-----------	--

【開催状況】

年月日	中学校区	会場	参加者数
平成 21 年 9 月 10 日	作手	作手開発センター	9 人
平成 21 年 9 月 11 日	鳳来	鳳来開発センター	28 人
平成 21 年 9 月 14 日	新城	市民体育館	15 人
平成 21 年 9 月 15 日	千郷	ちさと館	21 人
平成 21 年 9 月 16 日	八名	富岡ふるさと会館	22 人
平成 21 年 9 月 17 日	東郷	消防防災センター	26 人

資料 - 6 計画策定委員会の設置要綱及び委員名簿

この計画の策定にあたり、計画案の協議を行った「新城市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」の設置要綱及び委員名簿は、次のとおりです。

新城市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 新城市の地域福祉を推進するため、社会福祉法人新城市社会福祉協議会は地域福祉活動計画の策定を目的に、新城市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画案を策定すること。
- (2) 計画の策定に関する重要事項の審議及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉に関することの審議及び調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は定数を25人以内とし別表に掲げる者を持って組織し、会長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱の日から計画を策定するまでの期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる団体等における代表者の交代があった場合は、当該委員を解職し、当該団体の推薦する者を後任に委嘱する。
- 3 前項の場合において、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて委員会の会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、新城市社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成21年 6月 1日から施行する。

別表

新城市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

氏名	役職	所属	参加する立場
後藤 卓郎	学科長 (地域福祉センター長)	愛知新城大谷大学	学識経験者
富安 征矢子	民生・児童委員会長	民生・児童委員	民生・児童委員代表
中西 光弘	会長	新城市代表区長会	市民代表(行政区)
鈴木 宏幸	連合会長	新城市老人クラブ	市民代表(高齢者)
上田 麻二子	代表	新城市地域自立 支援協議会	市民代表団体 (障がい者団体)
佐宗 龍俊	消防団長	新城市消防団	市民代表(消防団)
河田 雅彦	会長	新城市幼小中 PTA連絡協議会	市民代表 (子育て世代)
田村 太一	理事	新城青年会議所	市民代表 (青年世代)
下山 康人	副会長	新城市小中学校 校長会	小中学校代表
伊東 愛子	代表	はぐるまの会	ボランティア団体 代表
今泉 幸子	代表	新城まちづくり ネット	ボランティア団体 代表
長坂 宏	所長	レインボーはうす	障がいサービス 事業者代表
関原 明人	荘長	特別養護老人ホーム 麗楽荘	介護サービス 事業者代表
田中 ひろ子	健康支援課長	新城保健所	行政機関
小野田 博	地域福祉課長	新城設楽 福祉相談センター	行政機関
近藤 陽子	児童育成課長	新城設楽 福祉相談センター	行政機関
村川 賢一	福祉部長	新城市役所	行政機関
原田 貞幸	常務理事	新城市社会福祉 協議会	社会福祉協議会 代表

資料 - 7 用語解説

【あ行】

N P O

「N P O (non profit organization)」。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称

【か行】

介護保険制度

介護保険法に基づき、介護を必要とする状態となっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を40歳以上の国民が納める保険料と税金で負担する仕組みとして、平成12年4月から施行された制度

介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護者の入所に対して、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設

子育てネットワーク

子育ての悩みを相談できる仲間づくりの支援や、講演会の託児、絵本の読み聞かせ、親子遊びの指導等いろいろな場面で活躍する、子育てボランティアのこと

【さ行】

災害ボランティア支援センター

被災地に臨時に開設されるボランティアの活動拠点のことで、被災地の住民のボランティアニーズを的確に把握し、ボランティアの派遣の調整を行うことが主な役割

災害時要援護者

ひとり暮らし高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等、災害時において自助が困難で、何らかの援護を必要とする者

災害時要援護者登録台帳

災害時要援護者の支援に必要な情報を登録した台帳

災害時要援護者避難支援計画

本市が平成 21 年 9 月に策定した計画で、災害時要援護者の避難支援対策の実施にあたり、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、避難支援の対象者情報の収集・共有の方法、また、気象情報や避難準備情報等の提供による事前の支援や、災害発生後の支援体制等について明らかにしたもの

在宅介護支援センター

身近なところで、介護・福祉・健康等について高齢者とその家族の相談に応じ、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を実施している機関（市内に 6 か所）

サロン

地域住民が身近な場所に集まり、住民同士で内容を決めて運営していく仲間づくりの活動

児童相談センター

児童福祉法に規定される「児童相談所」業務を行っており、児童福祉のための専門機関として、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的とする機関

児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させてこれを養護することを目的とする施設

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の健全な発達を図るための法律

新城市地域福祉計画

社会福祉法に基づいて市が平成 22 年 3 月に策定した計画で、地域福祉の推進を趣旨とするもの

新城ファミリーサポートクラブ

子育て中の手助けを必要とする方(依頼会員)と、子育てのお手伝いをする方(援助会員)にて構成され、市民相互の助け合いで子育てを支援する機関

しんしる市民活動サポートセンター

市民活動を行う団体への打ち合わせや会議に利用できる場の提供とともに、市民へ市民活動団体(NPO)やボランティアの情報を提供する機関

相談支援事業所

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う機関

【た行】

団塊世代

昭和 22 年(1947 年)から昭和 24 年(1949 年)頃の第 1 次ベビーブームに生まれた世代

短期入所(ショートステイ)

要支援・要介護の高齢者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービス

地域ケア会議

地域包括支援センターが主催する会議で、地域の居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等の関係者が集って、困難ケースへの対応、支援の検討を行うもの

地域支援者

災害時要援護者に対して、災害の状況、避難所の開設等の避難情報の伝達、安否確認や避難所への誘導を行う者

地域包括支援センター

高齢者とその家族の方々の総合相談窓口で、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等専門職員が配置され、介護予防に関する事業の実施や相談に応じ、サービスの利用に関する調整等を行うほか、介護・福祉・健康等のサービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介、高齢者虐待の防止、権利擁護等に対応している機関

通所介護（デイサービス）

要支援・要介護の高齢者がデイサービスセンター等へ通い、食事の提供、入浴その他日常生活上の世話及び日常生活訓練を受けることができるサービス

【は行】

避難支援プラン（個別計画）

災害時要援護者一人ひとりについて避難支援の方法等を策定し、自主防災会、民生・児童委員等と情報共有を図るもの

福祉実践教室

小中学校において、車いす・手話・点字・高齢者疑似体験・視覚障がい者ガイドヘルプ等の実践体験を通して、障がい者や高齢者への理解と、助け合いの心の育成を図る取り組み

福祉避難所

施設がバリアフリー化され、生活相談員等の確保が比較的容易な福祉施設等を災害時要援護者の利用に適した避難所として指定したもの

防災カード

災害時要援護者本人やその家族等が災害発生に備え、どのような支援を必要としているかを周囲に的確に伝え、援助を必要としているときにはいつでも周囲の人に渡せるよう、緊急時の連絡先、医療機関、疾病名、使用薬、必要な医療器具等を記載したカード

防災専門員

長期にわたり根気よく家庭の防災対策や自主防災活動を推進していくために、自主防災組織から推薦された者

訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）等が要支援・要介護の高齢者の居宅を訪問し、本人の機能の維持を図りつつ、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話の介助を行うサービス

ボランティアコーディネーター

ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人を結びつける役割を担う人材のこと

【ま行】

ミニデイサービス

ひとり暮らしで家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、集会施設等で介護予防の健康体操、ゲーム、手遊び等を行うもの

民生・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱され、地域での生活上の問題、家族の問題、高齢福祉、児童福祉等あらゆる分野の相談に応じ、助言や調査等を行う者で、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼務

【や行】

友愛訪問

ひとり暮らしの高齢者、身体の弱い高齢者や障がいを持った高齢者の家庭を訪問し、本人や家族を支える活動

新城市社会福祉協議会地域福祉活動計画(案)

平成 22 年 3 月
発行・企画・編集 社会福祉法人新城市社会福祉協議会
〒441-1392
愛知県新城市字東沖野 2 0 番地 1 2 (しんしろ福祉会館内)
電 話 (0536)23-5618
F A X (0536)23-5046
ホームページ <http://www.shinshiroshakyo.or.jp/>
メール fukushi@shinshiroshakyo.or.jp